

第2号議案

新城市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市公共駐車場の設置及び管理に関する条例(平成17年新城市条例第176号)の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条を次のように改める。

(使用料)

第3条 新城駅前駐車場の利用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

別表新城駅前第二自転車駐車場の項の次に次の1項を加える。

新城駅前駐車場	新城市字宮ノ前31番 地1	自動車
---------	------------------	-----

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第3条関係)

駐車場	時間区分	使用料	備考
新城駅前 駐車場	利用開始から30分まで	無料	
	利用開始から30分を超える場合はその超える時間1時間ごと	100円	利用開始から12時間ごとに500円を上限とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、新城駅前駐車を設置するため必要があるからである。

第3号議案

新城市新城公共商社設立審議会条例の制定

新城市新城公共商社設立審議会条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

新城市新城公共商社設立審議会条例

(設置)

第1条 新城公共商社の設立に関する事項について調査審議するため、新城市新城公共商社設立審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、新城公共商社の設立に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員4人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会活動又は経済活動に関する知識経験を有する者
- (3) 副市長
- (4) その他市長が必要があると認める者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、審議会を招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年新城市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表しんしろ創造会議委員の項の次に次の1項を加える。

新城公共商社設立審議会委員	日額 7,500円
---------------	-----------

理 由

この案を提出するのは、新城公共商社の設立に関する事項について調査審議する機関を設置するため必要があるからである。

第4号議案

新城市個人番号カードの利用に関する条例の廃止等

新城市個人番号カードの利用に関する条例を廃止する等の条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市個人番号カードの利用に関する条例を廃止する等の条例

(新城市個人番号カードの利用に関する条例の廃止)

第1条 新城市個人番号カードの利用に関する条例(平成27年新城市条例第45号)は、廃止する。

(新城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第2条 新城市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成17年新城市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第9条の2中「個人番号カード(」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(新城市手数料条例の一部改正)

2 新城市手数料条例(平成17年新城市条例第92号)の一部を次のように改正する。

別表第13中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

理 由

この案を提出するのは、窓口受付端末機を廃止するため必要があるからである。

第5号議案

新城市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部改正

新城市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

新城市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

新城市工場立地法に基づく準則を定める条例（平成29年新城市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表中「(以下「工業地域等」という。)並びに市、他の地方公共団体又は土地開発公社が分譲等を目的として開発した事業用の団地の区域(工業地域等を除く。)」を「並びに同法第7条第1項に規定する市街化調整区域並びに同法第4条第2項に規定する都市計画区域外の区域」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、工場の立地における緑地面積率及び環境施設面積率の割合の緩和の対象となる区域を変更するため必要があるからである。

第6号議案

新城市新城駅前広場の設置及び管理に関する条例の制定

新城市新城駅前広場の設置及び管理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

新城市新城駅前広場の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、新城市新城駅前広場（以下「駅前広場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 新城駅前における利便性の向上、交通の円滑化並びににぎわい及び交流の創出を図るため、駅前広場を新城市字宮ノ西29番地4に設置する。

(施設)

第3条 駅前広場の施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般乗用旅客自動車乗降場兼待機場
- (2) 一般乗合旅客自動車乗降場
- (3) 送迎用自動車乗降場
- (4) 多目的スペース

(利用の許可)

第4条 前条第1号に掲げる施設を利用しようとする道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者又は前条第2号に掲げる施設を利用しようとする同法第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、駅前広場の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

3 第1項の許可の期間は、1年を超えない期間とする。

(利用の許可の取消し等)

第5条 市長は、前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用者に対して利用の中止を命ずることができる。この場合において、利用者がこのために損害を生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 利用の許可に付された条件に違反したとき。
- (4) 第8条に定める使用料を納付しないとき。
- (5) その他市長が管理上支障があると認めるとき。

（特別の設備）

第6条 利用者は、駅前広場の施設に特別の設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

（原状回復の義務）

第7条 利用者は、駅前広場の施設の利用が終わったとき又は第5条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（使用料）

第8条 利用者（第3条第1号に掲げる施設の利用の許可を受けた者に限る。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第10条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用の届出）

第11条 第3条第4号に掲げる施設の一部を専用して利用しようとする者は、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の規定による届出をした者は、市長の指示に従わなければならない。

（行為の禁止）

第12条 駅前広場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある行為
- (2) 通行の支障となる行為
- (3) 球戯、ローラースケート、スケートボードその他これらに類する行為
- (4) その他駅前広場の管理上支障となる行為

(損害賠償)

第13条 駅前広場を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第8条関係)

施設	単位	使用料
一般乗用旅客自動車乗降場 兼待機場	1区画1年につき	18,000円

備考 利用の期間が1年未満であるときは、月割をもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

理 由

この案を提出するのは、新城市新城駅前広場を設置するため必要があるからである。

第7号議案

新城市営住宅管理条例の一部改正

新城市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市営住宅管理条例の一部を改正する条例

新城市営住宅管理条例（平成17年新城市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「寡婦又は寡夫」を「ひとり親」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、所得税法の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第8号議案

令和2年度新城市一般会計補正予算（第13号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第9号議案

令和2年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

第10号議案

令和2年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

第11号議案

令和2年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

第12号議案

令和2年度新城市大野財産区特別会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

第13号議案

令和2年度新城市病院事業会計補正予算（第2号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第14号議案

令和2年度新城市下水道事業会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

第15号議案

令和3年度新城市一般会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

第16号議案

令和3年度新城市国民健康保険事業特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

第17号議案

令和3年度新城市後期高齢者医療特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

第18号議案

令和3年度新城市国民健康保険診療所特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第19号議案

令和3年度新城市宅地造成事業特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第20号議案

令和3年度新城市千郷財産区特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

第21号議案

令和3年度新城市東郷財産区特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

第22号議案

令和3年度新城市吉川組財産区特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

第23号議案

令和3年度新城市小畑財産区特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

第24号議案

令和3年度新城市中宇利財産区特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第25号議案

令和3年度新城市富岡財産区特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

第26号議案

令和3年度新城市黒田財産区特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第27号議案

令和3年度新城市庭野財産区特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

第28号議案

令和3年度新城市一畝田財産区特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

第29号議案

令和3年度新城市八名井財産区特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積 亮次

第30号議案

令和3年度新城市大野財産区特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第31号議案

令和3年度新城市川合池場財産区特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂 積 亮 次

第32号議案

令和3年度新城市海老財産区特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

第33号議案

令和3年度新城市山吉田財産区特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

第34号議案

令和3年度新城市作手財産区特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

第35号議案

令和3年度新城市病院事業会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

第36号議案

令和3年度新城市水道事業会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

第37号議案

令和3年度新城市工業用水道事業会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

第38号議案

令和3年度新城市下水道事業会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

第39号議案

市有財産の無償譲渡

次のとおり市有財産を無償で譲渡したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

1 譲渡財産

建物

所在地	構造	延床面積（平方メートル）
新城市字南畑1番地1	鉄骨造2階建	63.47

2 譲渡の相手方

区長 浅岡 勝

理由

この案を提出するのは、本譲渡財産を地域自治の確立及び推進、社会教育活動の充実並びに福祉の増進を図るための拠点として地域の自主的な管理に委ねるため、無償で譲渡する必要があるからである。

第40号議案

財産の取得

新城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年新城市条例第61号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 1 取得の目的 | 学校授業用 |
| 2 品名及び数量 | 大型提示装置 127台 |
| 3 取得金額 | 52,778,000円 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 契約の相手方 | 新城市平井字原63番地
有限会社今泉紙店
代表取締役 伊藤 淳 |

理由

この案を提出するのは、児童生徒及び教員間での授業における意見交換や情報共有を推進するため、大型提示装置を取得する必要があるからである。

第41号議案

新城市千郷財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市千郷財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

住所	氏名	生年月日
████████████████████ ██████	今 泉 九仁志	████████████████████

理 由

この案を提出するのは、令和3年5月30日をもって辞任したい旨の申出をした財産区管理委員がいるため必要があるからである。

第43号議案

新城市千郷財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市千郷財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

住所	氏名	生年月日
██████████	白井康晴	██████████

理由

この案を提出するのは、令和3年5月30日をもって辞任したい旨の申出をした財
産区管理委員がいるため必要があるからである。

第45号議案

新城市東郷財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市東郷財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

住所	氏名	生年月日
██████████	峰田幸広	██████████

理由

この案を提出するのは、令和3年5月30日をもって辞任したい旨の申出をした財
産区管理委員がいるため必要があるからである。

第46号議案

新城市東郷財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市東郷財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

住所	氏名	生年月日
██████████	今川光泰	██████████

理由

この案を提出するのは、令和3年5月30日をもって辞任したい旨の申出をした財産区管理委員がいるため必要があるからである。

第48号議案

名号温泉施設の指定管理者の指定

名号温泉施設の指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
名号温泉施設 新城市名号字袋林2番地	名号事業組合 新城市名号字袋林28番 地2	令和3年4月1日から令 和4年3月31日まで

第49号議案

辺地に係る総合整備計画の変更

辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

別紙 辺地に係る総合整備計画書（令和2年度～令和6年度）の新旧対照表

新						旧					
様式3 総合整備計画書 愛知県新城市 大和田・東高松・小林辺地						様式3 総合整備計画書 愛知県新城市 大和田・東高松・小林辺地					
1 (略)						1 (略)					
2 (略)						2 (略)					
3 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度までの5年間 (単位：千円)						3 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度までの5年間 (単位：千円)					
施設名	区分		財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額	施設名	区分		財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
	事業主体	事業費	特定財源	一般財源			事業主体	事業費	特定財源	一般財源	
林道	新城市	310,950	210,999	99,951	99,700	林道	新城市	339,800	230,432	109,368	109,100
市道	新城市	59,000	24,500	34,500	34,500	市道	新城市	56,000	23,000	33,000	33,000
合計		369,950	235,499	134,451	134,200	合計		395,800	253,432	142,368	142,100
様式3 総合整備計画書 愛知県新城市 守義・木和田辺地						様式3 総合整備計画書 愛知県新城市 守義・木和田辺地					
1 (略)						1 (略)					
2 (略)						2 (略)					
3 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度までの5年間 (単位：千円)						3 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度までの5年間 (単位：千円)					
施設名	区分		財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額	施設名	区分		財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
	事業主体	事業費	特定財源	一般財源			事業主体	事業費	特定財源	一般財源	
林道	新城市	164,949	108,580	56,369	56,200	林道	新城市	153,649	101,340	52,309	52,200
市道	新城市	7,500	0	7,500	7,500	市道	新城市	7,500	0	7,500	7,500
合計		172,449	108,580	63,869	63,700	合計		161,149	101,340	59,809	59,700

辺地に係る総合整備計画書（令和2年度～令和6年度）の新旧対照表

新						旧					
様式3 総合整備計画書 愛知県新城市 見代・赤羽根・杉平辺地						様式3 総合整備計画書 愛知県新城市 見代・赤羽根・杉平辺地					
1 (略)						1 (略)					
2 (略)						2 (略)					
3 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度までの5年間 (単位：千円)						3 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度までの5年間 (単位：千円)					
施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額	施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源					特定財源	一般財源	
林道	新城市	100,620	66,600	34,020	33,300	林道	新城市	100,650	66,600	34,050	33,300
合計		100,620	66,600	34,020	33,300	合計		100,650	66,600	34,050	33,300
様式3 総合整備計画書 愛知県新城市 田代辺地						様式3 総合整備計画書 愛知県新城市 田代辺地					
1 (略)						1 (略)					
2 (略)						2 (略)					
3 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度までの5年間 (単位：千円)						3 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度までの5年間 (単位：千円)					
施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額	施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源					特定財源	一般財源	
林道	新城市	80,150	53,100	27,050	27,000	林道	新城市	86,700	57,000	29,700	29,700
合計		80,150	53,100	27,050	27,000	合計		86,700	57,000	29,700	29,700

辺地に係る総合整備計画書（令和2年度～令和6年度）の新旧対照表

新						旧							
様式3 総合整備計画書 愛知県新城市 塩瀬辺地						様式3 総合整備計画書 愛知県新城市 塩瀬辺地							
1 (略)						1 (略)							
2 (略)						2 (略)							
3 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度までの5年間 (単位：千円)						3 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度までの5年間 (単位：千円)							
施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額	施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
	事業主体			特定財源	一般財源			事業主体			特定財源	一般財源	
林道	新城市		308,800	195,866	112,934	112,900	林道	新城市		321,100	203,000	118,100	118,100
合計			308,800	195,866	112,934	112,900	合計			321,100	203,000	118,100	118,100

第50号議案

市道の路線廃止

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の路線を廃止したいので、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

整理 番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
1	仲野線	新城市長篠字下り箆74番3地先	
		新城市長篠字下り箆13番8地先	
2	鍋倉1号線	新城市一畝田字鍋倉109番地先	
		新城市一畝田字鍋倉112番地先	

理由

この案を提出するのは、鳳来総合支所建設に伴う路線の再編及び路線見直しにより、市道を廃止する必要があるからである。

第5.1号議案

市道の路線認定

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

整理 番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
1	長篠下り箆線	新城市長篠字下り箆1番2地先	
		新城市長篠字下り箆7番4地先	
2	長篠仲野線	新城市長篠字仲野4番2地先	
		新城市長篠字仲野3番1地先	
3	長篠下り箆2号線	新城市長篠字下り箆1番6地先	
		新城市長篠字下り箆1番3地先	
4	観音8号線	新城市野田字観音6番9地先	
		新城市野田字観音6番4地先	
5	道目木2号線	新城市平井字道目木7番6地先	
		新城市平井字道目木7番3地先	
6	西門沢21号線	新城市富岡字西門沢4番5地先	
		新城市富岡字西門沢4番7地先	
7	八名井村上線	新城市八名井字村上6番1地先	
		新城市八名井字村上6番2地先	

理由

この案を提出するのは、鳳来総合支所建設に伴う路線の再編及び宅地開発により、市道に認定する必要があるからである。